

# 人事行政の運営等の状況の公表

粕江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、市職員の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

この公表は、市職員の任免、職員数や給与、勤務条件などの状況をお知らせすることにより、説明責任を果たし、透明性を高めることで、より適正な人事行政の運営を確保することを目指すとしています。

なお、ここで公表する内容は、特に注釈がない限り、常勤の一般職員についてのもので、嘱託職員や臨時職員については含まれていません。

〔問い合わせ〕給与の状況、人事行政の運営等の状況については職員課、職員の定員の状況については政策室企画法制担当

## 7 昇給期間短縮の状況 (一般行政職)

区分	平成19年度	平成18年度
職員数 (A)	275人	300人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数 (B)	43人	32人
比率 (B/A)	15.3%	10.7%

## 8 職員手当の状況

区分	内容	平成19年度	平成18年度
地域手当 (平成19年度)	支給率 (平成20年4月1日現在)	12.5%	
	支給対象の職員数	全職員	
	国の制度 (支給率)	0~18%	
	支給対象職員1人当たり平均支給月額 (平成19年度決算額)	43,566円	
特殊勤務手当 (平成19年度)	区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	21%	
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	5,056円	
	手当の種類	7	
超過勤務手当	平成19年度	79,173千円	
	職員1人当たり平均支給月額	14,727円	
	平成18年度	68,481千円	
	職員1人当たり平均支給月額	12,272円	

区分	内容	国の制度との異同	国の制度
扶養手当	配偶者	13,500円	配偶者 13,000円
	その他の親族	6,100円	その他の親族 6,500円
	特定期間のある子	4,000円	特定期間のある子 5,000円
住居手当	世帯主またはこれに準ずる者	異なる	自己所有住宅 2,500円
			賃貸住宅支給限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用者 原則6ヵ月定期券額を支給 バスは、バスカード基準により毎月支給	異なる	交通機関利用者 原則6ヵ月定期券額を支給
	交通機関の支給限度 (1ヵ月当たり)		交通機関の支給限度 (1ヵ月当たり)
	交通用具利用者 通勤距離に応じて毎月支給		交通用具利用者 通勤距離に応じて毎月支給

区分	粕江市	国	東京都
期勤末手当	(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
	6月期 1.55月 (0.75月)	6月期 1.40月 (0.75月)	6月期 1.60月 (0.75月)
	12月期 1.50月 (0.95月)	12月期 1.60月 (0.85月)	12月期 1.65月 (0.95月)
	3月期 0.25月 (0.10月)	3月期 0.25月 (0.10月)	3月期 0.25月 (0.10月)
	小計 3.30月 (1.80月)	小計 3.00月 (1.60月)	小計 3.50月 (1.80月)
	期末勤続手当合計 4.5月 (2.35月)	期末勤続手当合計 4.5月 (2.35月)	期末勤続手当合計 4.5月 (2.35月)
	職務段階別加算割合 部長職20% 課長職15% 課長補佐職等10% 係長職等5%	職務段階別加算 有	職務段階別加算 有
	( )内は、再任用職員に係る支給割合	( )内は、再任用職員に係る支給割合	( )内は、再任用職員に係る支給割合
	退職手当 (平成20年3月31日現在) (支給率)	退職手当 (平成20年3月31日現在) (支給率)	退職手当 (平成20年3月31日現在) (支給率)
	普通退職 定年等退職 勤続20年 24.25月 33.5月 勤続25年 32.5月 43.5月 勤続35年 49.75月 59.2月 最高限度 59.2月 59.2月 加算措置 定年前早期退職 特別措置 (2%~20%加算)	普通退職 定年等退職 勤続20年 23.5月 30.55月 勤続25年 33.5月 41.34月 勤続35年 47.5月 59.28月 最高限度 59.28月 59.28月 加算措置 定年前早期退職 特別措置 (2%~20%加算)	普通退職 定年等退職 勤続20年 24.25月 33.5月 勤続25年 32.5月 43.5月 勤続35年 49.75月 59.2月 最高限度 50.0月 59.2月 加算措置 定年前早期退職 特別措置 (2%~20%加算)

## 9 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	給料月額等	退職手当	平成19年度支給割合
市長 副市長 教育長	給料	1年に付き4.0月 1年に付き3.0月 1年に付き2.5月	6月期 2.10月 12月期 2.15月 3月期 0.25月 計 4.50月
	市長18%、副市長・教育長11%を減額		
	議長 副議長 常任委員長 議員	無 無 無	6月期 2.00月 12月期 3.00月 3月期 計 5.00月
	改定前の報酬月額 15%を減額		

※特別職の給料等の額は、学識経験者等で構成される粕江市特別職報酬等審議会の答申に基づき条例で定められています。  
※( )は減額前です。

## 職員の給与・定員の状況

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業の給与実態などを調査して行う国の人事院、都の人事委員会の勧告の内容や各市の状況などと比較し、市議会の議決によって定められる条例等で決められています。

また、市長、副市長、教育長の給料や市議会議員の議員報酬は、「粕江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき、市議会の議決を経て条例で定めています。

公表する主な内容は、国や都との比較を含め、平成19年度の支給状況と平成20年4月1日現在の職員給与などです。

なお、詳細は年度末にホームページに掲載する予定です。

### 1 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成20年3月31日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成19年度	76,131人	21,881,086千円	582,693千円	4,829,410千円	22.1%

※人件費には、給与費のほか退職手当に関する費用や共済費ならびに特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。  
※普通会計とは、総務省が定めた統一基準により全地方自治体が用いる、地方財政統計上の会計区分のことです。

### 2 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 (再任用10人含む) (A)	給与費			1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	計 (B)	
平成19年度	475人	1,888,619千円	1,373,645千円	3,262,264千円	6,868千円

※職員手当には退職手当は含まれていません。  
※職員数は、特別職を除く平成19年4月1日現在の人数です。

### 3 職員平均給料月額および平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
粕江市	359,000円	44歳1月	358,900円	46歳3月
国	325,113円	41歳1月	284,679円	48歳10月
東京都	350,724円	43歳4月	322,550円	46歳8月

### 4 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	粕江市	国	東京都
	初任給	初任給 (I類)	初任給
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円
	高校卒	142,700円	142,700円

※この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

### 5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,875円	342,400円
	高校卒	(217,100円)	(258,000円)

※高校卒職員の経験年数別・学歴別は、該当ありません。  
※( )は高校卒採用者給料月額の標準モデルです。

### 6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任主事	係長主査	課長補佐	課長	部長理事	
職員数	18人	55人	72人	64人	22人	28人	11人	270人
構成比	6.7%	20.4%	26.6%	23.7%	8.1%	10.4%	4.1%	100%
参考	1年前の構成比	1.1%	21.1%	29.1%	24.3%	7.6%	12.4%	100%
	5年前の構成比	2.7%	20%	23.1%	32.1%	6.7%	12.4%	100%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
※職員数は、福祉職・技能労務職等を除いたものです。  
※5年前の構成比は、平成17年1月に給料表を移行したため、当時の級を現在の級にした場合の構成比です。